

No. 3 特別緑地保全地区の決定及び変更に関する案件概要

本市では、「横浜市水と緑の基本計画」（計画期間：2006-2025年度）に基づき、令和6年2月に策定した「横浜みどりアップ計画」（計画期間：2024-2028年度）における施策の一つに、緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の確実な保全の推進を挙げています。

議第1425号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
川井宿町特別緑地保全地区	約 9.6ha	

(内容)

川井宿町特別緑地保全地区は、旭区北部、JR 横浜線中山駅の南西約 2.5 キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の 10 大拠点の三保・新治地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備、農業振興策を連携させ、大規模な里山景観を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」において、区内に残るまとまりのある樹林地は、特別緑地保全地区等の緑地保全制度に指定し、旭区の重要な資源である豊かな緑地を保全するとしています。

については、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

議第1426号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
金が谷特別緑地保全地区	約 0.9ha	

(内容)

金が谷特別緑地保全地区は、旭区西部、相鉄本線三ツ境駅の北東約 1.8 キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、帷子川流域の源・上流域に位置しており、樹林地や農地の保全により、源流の景観を保全するとともに、まとまりのある緑を確保するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」において、区内に残るまとまりのある樹林地は、特別緑地保全地区等の緑地保全制度に指定し、旭区の重要な資源である豊かな緑地を保全するとしています。

については、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

議第1427号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
今川町西特別緑地保全地区	約 0.3ha	

(内容)

今川町西特別緑地保全地区は、旭区中央部、相鉄本線二俣川駅の北約 1.3 キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している緑地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、帷子川流域の源・上流域に位置しており、樹林地や農地の保全により、源流の景観を保全するとともに、まとまりのある緑を確保するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」において、区内に残るまとまりのある樹林地は、特別緑地保全地区等の緑地保全制度に指定し、旭区の重要な資源である豊かな緑地を保全するとしています。

については、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

議第1428号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
羽沢町具行特別緑地保全地区	約 0.4ha	

(内容)

羽沢町具行特別緑地保全地区は、神奈川区西部、相鉄新横浜線羽沢横浜国大駅の北西約 700 メートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の 10 大拠点の都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン神奈川区プラン」において、まとまった緑地は、特別緑地保全地区等の緑地保全制度を活用し、緑地の保全を推進するとしています。

については、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

議第1429号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
中田東一丁目特別緑地保全地区	約 0.8ha	

(内容)

中田東一丁目特別緑地保全地区は、市営地下鉄1号線踊場駅の北約400メートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は市街地に位置する樹林地であり、「横浜市水と緑の基本計画」において、市街地に残るまとまりのある樹林地を、緑地保全制度に基づく指定や公園整備などにより保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン泉区プラン」において、まとまりのある良好な緑地について、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度により保全を進めるとしています。

については、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

議第1430号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
長尾台町特別緑地保全地区	約 2.3ha	

(内容)

長尾台町特別緑地保全地区は、栄区南西部、JR根岸線大船駅の北西約700メートルに位置する郊外部のまとまりのある樹林地です。

本地区は「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の10大拠点の下和泉・東俣野・深谷周辺地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン栄区プラン」において、田谷、長尾台や荒井沢市民の森周辺の樹林地については、周辺の農地と密接に関わって里山の景観を構成していることから、農業の振興と合わせた緑地の保全施策を検討するとしています。

については、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

議第1431号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	大倉山特別緑地保全地区	約 5.7ha	
旧	大倉山特別緑地保全地区	約 5.6ha	

(内容)

大倉山特別緑地保全地区は、港北区中央部、東急東横線大倉山駅の北西約 100 メートルに位置する市街化区域内の貴重な緑地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、鶴見川流域に位置しており、緑地担保量の向上により、樹林地・農地を保全するとともに、生き物の生育・生息環境に配慮した緑化を推進するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン港北区プラン」地域別方針（大曾根地域・大倉山地域）において、特別緑地保全地区の指定等による緑地の保全など、様々な緑地保全施策の活用により丘陵地の緑を保全するとしています。

今回、既存の区域に隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯及び避難地帯としての役割を持たせるため、区域を変更します。

議第1432号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	長津田町長月特別緑地保全地区	約 6.3ha	
旧	長津田町長月特別緑地保全地区	約 3.4ha	

(内容)

長津田町長月特別緑地保全地区は、緑区西部、東急田園都市線すずかけ台駅の東約 1.0 キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、里山景観の保全を進めるため、特別緑地保全地区などの緑地保全制度に基づく緑地の指定により、市街化調整区域などに点在する樹林地の保全を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン緑区プラン」において、土地所有者や地域の協力を得ながら、特別緑地保全地区や市民の森の指定など緑地保全施策を活用し緑地を保全するとしています。

今回、既存の区域に隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。

議第1433号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	追分特別緑地保全地区	約 33.7ha	
旧	追分特別緑地保全地区	約 33.3ha	

(内容)

追分特別緑地保全地区は、旭区西部、相鉄本線三ツ境駅の北約 800 メートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の 10 大拠点の川井・矢指・上瀬谷地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全・活用するとしています。

「都市計画マスタープラン旭区プラン」において、緑の 10 大拠点である川井・矢指・上瀬谷地区では、まとまりのある樹林地や農地など多様な自然的環境が残されており、ヒートアイランド現象を緩和する機能や生き物の生育・生息環境としても重要であることから、区民に親しまれるよう、地域の特性を生かしながら、特別緑地保全地区などの緑地保全制度の指定等により優先的に保全・活用するとしています。

今回、既存の区域と隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。